

■高齢福祉年金障害者には65歳から

福祉年金は、これまで毎年のように制度の改善が行われてきました。ことしは身体に重い障害があるお年寄りにとって、うれしい改善が行われました。それは、今まで満70歳にならないと支給されなかった老齢福祉年金が、身体などに重い障害のあるお年寄りの方に限って、65歳(65歳以後に障害になったときはその時点)から支給されることになったのです。

障害福祉年金を受けられるほど重い障害でなくても、2級程度の障害があるお年寄りには、65歳から支給されることになったのです。

この制度は、ことし11月から始まっています。ことし11月に65歳をこえる方で重い身体障害のある方は、老齢福祉年金を受けられる場合もありますから、老齢福祉年金を受けることができるかどうかの確認を受ける手続きを役場民生課年金係までとってください。

なお、手続きをとるときは、お医者さんに障害の状態について診断を受け、福祉年金診断書というものを作ってもらってください。この用紙は、役場民生課年金係にあります。

■請求もれはありませんか

満70歳からのお年寄りが受けられる老齢福祉年金は、掛け金がいらないかわりに一定の支給制限があります。

ところが、5月から家族(扶養義務者)の収入が多く、福祉年金が受けられないというお年寄りを救うために、支給の制限が大目に緩和されました(前年と比べると32.6パーセント緩和されました)。

まだい子ども、年金受給の手続きをせずにあきらめていた方でも請求をすれば受けられる場合もあります。いちど役場民生課年金係までご相談ください。

■準尉級まで全額支給

公務扶助料など戦争公務による年金と福祉年金との併給制限が緩和され、旧準尉級までは福祉年金も全額支給されます(10月から)一般併給は、福祉年金額です。

認定請求を受付けています

児童手当の支給

早めに請求手続きを

児童手当は、昭和四十七年1月分から支給が始まります。この児童手当の支給を受けるためには、あらかじめ住所地の市区町村長の認定を受けなければなりません。町では、十一月から児童手当認定請求の受け付けを行っていますので、児童を養育している方のうち、支給要件に該当する方は、その資格と児童手当の額について、役場民生課福祉係へ早めに認定の請求手続きをしてください。また、町の児童手当を受給中の方も、あらためて請求手続きをしてください。なお、公務員と三公社(国鉄、日本専売公社、日本電信電話公社)に勤めている方は、勤め先に申請してください。

「老後の生活」にとり幾、合いごころに国民年金がスタートしてから十数年がたちました。この間には、年金額の改善で拠出金が倍増、福祉年金が二割以上増額され、福祉年金の所得制限も毎年のように緩和されました。国民年金は、十年の間に大きく発展してきましたが、しかし一方では、内容的にまだ十分とはいえない点も残されており、現在、国においても年金の改善策が検討されています。

国民年金への加入をすすめましょう。国民年金に加入できる方は、つ

国民年金に加入しよう。国民年金は「老後の年金」

国民年金にまだ加入していない方は加入手続きを、また加入して保険料の未納が続いている方は納付を、いまま、役場民生課年金係まで。



健康 十二月のメモ

第13回 向日町体育祭



(紅白たま入れ)



(びんつり競走)



(男子800メートル競走)



(スプーン競走)



(女子400メートルリレー)



(つな引き)



(鶏冠井地区に優勝旗を授与)



(ラムネ飲み競走)



(バケツリレー)

- 第13回向日町体育祭は、十月三日秋晴れの第二回開小学校グラウンドで盛大に開かれました。朝から各地区の応援ののぼりを立て、各競技に家族ぐるみで応援を送る、楽しい体育祭の一日でした。各競技熱戦の結果、鶏冠井地区が優勝を勝ち取りました。

鶏冠井地区が優勝